石狩市教育委員会会議(3月定例会)資料

<議	案>	•
議案第	1号	石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等
		に関する規則の一部改正について ・・・・・・・・・P1
議案第2	2号	個人情報の保護に関する法律の施行に関する石狩市教育委員会規則の
		制定について ・・・・・・・・ P 2
議案第	3号	石狩市立学校管理規則の一部改正について・・・・・P3~P6
議案第一	4号	石狩市立学校通学区域規則の一部改正について・・・・P7~P11
議案第	5号	石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の一
		部改正について ・・・・・・・・ P12
議案第	6号	石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正につ
		いて ••••• P13~P14
議案第 ′	7号	スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の制定について
		••••••••••••••••••••••••••••••••••••••
<報告事	項>	•
• 弇和	4年度	ま 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について・・・・・別冊

石 狩 市 教 育 委 員 会

<議案第1号関係>

石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月28日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆哉

後

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年教育委員会規則第7号)の一部を 次のように改正する。

(目的) 第1条 この規則は、石狩市教育委員会が任用する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の任用、給与、勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

正

前

改

別表(第3条関係) 職種別基準表

職種	学歴免許等	基礎号值	奉	上限			
41以 /生	子座兄計寺	職務の級	号俸	職務の級	号俸		
事務補助員	略						
略							
特別支援教育相談員	大学卒	1	25	1	<u>37</u>		
略							

(目的)

第1条 この規則は、<u>別に定めるもののほか、</u>石狩市教育委員会が任用する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 (以下「会計年度任用職員」という。)の任用、給与、勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

TF.

改

別表(第3条関係) 職種別基準表

職種	学歴免許等	基礎号值	奉	上限		
引以 7里	子歷光計寺	職務の級	号俸	職務の級	号俸	
事務員	高校卒	1	1_	1	<u>37</u>	
事務補助員	略					
略						
特別支援教育相談員	大学卒	1	25	1	<u>53</u>	
略						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

<議案第2号関係>

個人情報の保護に関する法律の施行に関する石狩市教育委員会規則をここに公布する。 令和5年3月28日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆哉

石狩市規則第 号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する石狩市教育委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の処理)

第2条 石狩市教育委員会における個人情報(法第2条第1項に規定する個人情報をいう。)に係る事務は、別に定めるものを除き、市長部局の例により処理するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(石狩市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則の廃止)

2 石狩市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則(平成11年教育委員会規則第4号)は、廃止する。

<議案第3号関係>

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月28日

石狩市教育委員会 教育長 佐々木 隆哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則

石狩市立学校管理規則(昭和50年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

有列印立于仪自在规则(帕和30十级自安县云规则第1万 ————————————————————————————————————	
改 正 前	改 正 後
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 内部組織(第4条一 <u>第6条の2</u>)	第2章 内部組織 (第4条一 <u>第6条の5</u>)
第3章 校務の処理(<u>第7条</u> —第16条)	第3章 校務の処理(<u>第6条の6</u> —第16条)
第4章~第7章 略	第4章~第7章 略
第8章 職員の勤務時間休暇等及び服務(第28条一 <u>第45条</u>)	第8章 職員の勤務時間休暇等及び服務 (第28条一 <u>第44条</u>)
第9章~第10章 略	第9章~第10章 略
附則	附則
(主任等)	(主任等)
第4条の2 略	第4条の2 略
2~8 略	$2\sim8$ 略
	9 研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項に
	ついて連絡調整及び指導、助言に当たる。
第3章 略	第3章 略
	(教諭等及び事務職員の標準的な職務内容)
	第6条の6 教諭等(主幹教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この項におい
	て同じ。) の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務
	の遂行に関し必要な事項は、教育長が定める。
•	·

(校務の分堂)

第7条 校長は、この規則に定めるもののほか、所属職員の校務の分掌を定めるものとする。

$2 \sim 3$ 略

(勤務時間等)

第28条 職員の勤務時間、休暇等は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)により準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和28年北海道人事委員会規則13-2)により準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成10年北海道人事委員会規則13-43)の定めるところによる。

2 略

(调休日及び勤務時間の割振り等)

第29条 略

- 2 略
- 3 週休日の振替(北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づき勤務日(同条に規定する勤務日をいう。以下この項において同じ。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下次項において同じ。)及び半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(4時間(北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条第2項に規定する

2 事務職員の校務の運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その 他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(校務の分掌)

第7条 校長は、この規則に定めるもののほか、前条に基づき教育長が定める事項 を参考にして、所属職員の校務の分掌を定めるものとする。

$2\sim3$ 略

(勤務時間等)

第28条 職員の勤務時間、休暇等は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)により準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号。以下「条例」という。)及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和28年北海道人事委員会規則13—2)により準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成10年北海道人事委員会規則13—43)並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則(令和3年北海道人事委員会規則13—105)の定めるところによる。

2 略

(调休日及び勤務時間の割振り等)

第29条 略

2 略

3 週休日の振替(条例第6条の規定に基づき勤務日(同条に規定する勤務日をいう。以下この項において同じ。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下次項において同じ。)及び半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(4時間(北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条第2項に規定する場合にあっては、4時間又は3時間45分。以下この項において同じ。)の

場合にあっては、4時間又は3時間45分。以下この項において同じ。)の勤務時間のみが割り振られている日を除く。)の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて、当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下次項において同じ。)は、校長が行う。

4 略

(時間外勤務等)

- 第30条 職員の<u>所定の勤務時間を超える勤務又は</u>週休日又は<u>、</u>休日(条例第11条第 1項に規定する休日をいう。)における勤務は、校長が命ずる。
- 2 前項の職員のうち、<u>公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)第7条</u>の規定に<u>より</u>教育職員に対する時間外勤務の命令は、時間外勤務簿(別記第12号様式)をもって行う。

(服務の官誓)

- 第36条 職員の服務の宣誓については、<u>石狩市職員の服務宣誓に関する条例</u>(昭和 26年条例第4号)の定めるところによる。
- 2 前項の宣誓書の提出は、任命の辞令を受けた後直ちに校長にあっては教育長に 対して、所属職員にあっては校長に対してしなければならない。

勤務時間のみが割り振られている日を除く。)の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて、当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下次項において同じ。)は、校長が行う。

4 略

(勤務することを要しない時間の指定)

第29条の2 給特条例第10条第1項及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休 日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則第2条の規定に基づく勤務すること を要しない時間の指定は、校長が行う。

(時間外勤務等)

- 第30条 職員の<u>時間外勤務及び</u>週休日又は休日(条例第11条第1項に規定する休日をいう。)における勤務は、校長が命ずる。
- 2 前項の職員のうち、<u>給特条例第7条第2項</u>の規定に<u>基づく</u>教育職員に対する時間外勤務の命令は、時間外勤務簿(別記第12号様式)をもって行う。

(服務の官誓)

- 第36条 職員の服務の宣誓については、<u>石狩市職員の服務の宣誓に関する条例</u>(昭和26年条例第4号)の定めるところによる。
- 2 前項の<u>規定に基づく</u>宣誓書の提出は、任命の辞令を受けた後直ちに校長にあっては教育長に対して、所属職員にあっては校長に対してしなければならない。

別表第1 (第4条の2関係)

	主任等	備考
小学校及び義務	教務主任	3 学級以上の場合に置く。
教育学校前期課	学年主任	同学年の児童で編制する学級の数が2以上である学年ご
程		とに置く。
	保健主事	
中学校及び義務	教務主任	3 学級以上の場合に置く。
教育学校後期課	学年主任	同学年の生徒で編制する学級の数が2以上である学年ご
程		とに置く。
	生徒指導主事	3 学級以上の場合に置く。
	進路指導主事	
	保健主事	

別表第1 (第4条の2関係)

	主任等	備考
小学校及び義務	教務主任	3 学級以上の場合に置く。
教育学校前期課	学年主任	 同学年の児童で編制する学級の数が2以上である学年ご
程		とに置く。
	保健主事	
	研修主事	校長が必要と認める場合に置く。
中学校及び義務	教務主任	3 学級以上の場合に置く。
教育学校後期課	学年主任	同学年の生徒で編制する学級の数が2以上である学年ご
程		とに置く。
	生徒指導主事	3 学級以上の場合に置く。
	進路指導主事	
	保健主事	
	研修主事	校長が必要と認める場合に置く。_

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

<議案第4号関係>

石狩市立学校通学区域規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月28日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

石狩市立学校通学区域規則(昭和51年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改正後
(学校指定変更の申立て等)	(学校指定変更の申立て等)
第4条 前条ただし書の規定による保護者の申立ては、 <u>学校指定変更申立書</u> (別記	第4条 前条ただし書の規定による保護者の申立ては、 <u>学校指定変更・区域外就学</u>
第1号様式)により行う。	申立書(別記第1号様式)により行う。
2 教育委員会は、前項の申立てがあったときは、その内容を審査し、許可する場	2 教育委員会は、前項の申立てがあったときは、その内容を審査し、許可する場
合は指定外就学許可通知書(別記第2号様式)により、不許可とする場合は指定	合は指定外就学・区域外就学許可通知書 (別記第2号様式)により、不許可とす
外就学不許可通知書(別記第3号様式)により保護者へ通知を行う。	る場合は指定外就学・区域外就学不許可通知書(別記第3号様式)により保護者
	へ通知を行う。

別言	記笛	1	무	様式	(笙	4	冬	盟	径)	١

学校指定変更申立書

年 月 日

石狩市教育委員会教育長 様

保護者 印 (電話)

下記のとおり、指定された就学すべき学校を変更してくださるよう、学校教育法施行令第8条の規定により申し立てます。

なお、学校を変更いただいた場合の通学に関する一切の事故等の問題は、私の責任で処理いたします。

記

現住所	石狩市		
前住所	石狩市		
ふりがな 児童生徒氏名	⊕	②	3
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
学 年	第 学年	第 学年	第 学年
指定された学校	石狩市立 小・中学校	石狩市立 小・中学校	石狩市立 小・中学校
変更申立学校	石狩市立 小・中学校	石狩市立 小・中学校	石狩市立 小・中学校
期間		年 月 日から 年 月 日まで	
変更事由			
通学方法	□ 徒歩 □ バス □ その他 ()	□ 徒歩 □ バス □ その他 ()	□ 徒歩 □ バス □ その他 ()

別記第1号様式(第4条関係)

学校指定変更・区域外就学申立書

保護者

年 月 日

下記のとおり、(指定された就学すべき学校の変更 ・ 市の区域外からの就学) の許可を 申し立てます

なお、許可をいただいた場合の通学に関する一切の事故等の問題は、私の責任で処理いたします。

記

住民登録地									
現住所 ※住民登録地と異なる 場合に記入									
ふ り が な 児童生徒氏名	①			②			3		
生年月日	:	年 月	Ħ	年	月	Ħ	年	月	B
学 年		第	学年		第	学年		第	学年
指定された学校		(市・町・‡	†・) 立		(市・町・村	•) 立		(市・町・村・) 立
変更(就学)申立学校	石狩市立			石狩市立			石狩市立		
期間	年	月	日から	年	月	日から	年	月	日から
	年	月	日まで	年	月	日まで	年	月	日まで
申立事由									
1	l						_ abit _		
通学方法	□ 徒歩 [」バス		□徒歩□	バス		□徒歩□	ハス	

別記第2号様式(第4条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

石狩市教育委員会 教育長

指定外就学許可通知書

このことについて、下記のとおり指定外就学を許可します。

なお、住所地又は申立事由に変更があった場合は、許可が取消しとなる場合があり

ますので、速やかに まで届出願います。

また、登下校の際の交通安全には十分注意してください。

記

児童・生徒氏名	学	校	名	学年		許	可	期	間
許可理由:	1			1	I				

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、石狩市教育委員会に対して審査請求をすることがで きます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(学校教育課学校教育担当)

別記第2号様式(第4条関係)

第 号 日

様

石狩市教育委員会 教育長

指定外就学·区域外就学許可通知書

このことについて、下記のとおり指定外就学・区域外就学を許可します。

なお、住所地又は申立事由に変更があった場合は、許可が取消しとなる場合があり

ますので、速やかに まで届出願います。

また、登下校の際の交通安全には十分注意してください。

記

児童・生徒氏名	学	校	名	学年	許	可	期	間
許可理由:								

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、石狩市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(学校教育課学校教育担当)

別記第3号様式(第4条関係)

第 号 年 月 日

様

石狩市教育委員会 教育長

指定外就学不許可通知書

このことについて、下記のとおり不許可とします。

記

児童・生徒氏名	学 校 名	学年
不許可理由:		

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、石狩市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(学校教育課学校教育担当)

別記第3号様式(第4条関係)

第 号 年 月 日

様

石狩市教育委員会 教育長

指定外就学,区域外就学不許可通知書

年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、下記の理由により不許可とします。

記

不許可理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、石狩市教育委員会に対して審査請求をすることがで きます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(学校教育課学校教育担当)

備考 改正部分は、下線の部分(様式の下に下線がある場合は、当該様式全部)である。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の石狩市立学校通学区域規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申立てについて適用し、同日前に行われる申立てについては、なお従前の例による。

<議案第5号関係>

石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月28日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則(平成29年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改 正 後			
(再就職の届出を要しない場合)	(再就職の届出を要しない場合)			
第4条 条例第3条の任命権者が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。	第4条 略			
(1) 略	(1) 略			
(2) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により	(2) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により県費負担教職員とし			
県費負担教職員として採用された場合	て採用された場合			
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第13条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。
- 3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定 により職員として採用された場合における改正後の第13条第2号の規定の適用については、なお従前の例による。

<議案第6号関係>

石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月28日

石狩市教育委員会 教育長 佐々木 隆哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和2年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 改 正 前 改 正 後

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)第8条に基づき、教育職員(給特条例第2条第2項に規定する教育職員のうち、石狩市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管する市立学校(以下「学校」という。)に勤務する者をいう。以下同じ。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会の所管する学校の教育職員が正規の勤務時間(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条の規定により準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第2条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量 の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び 福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第 (趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)第8条に基づき、教育職員(給特条例第2条第2項に規定する教育職員のうち、石狩市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管する市立学校(以下「学校」という。)に勤務する者をいう。以下同じ。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会の所管する学校の教育職員が正規の勤務時間(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条の規定により準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第3条から第6条まで及び給特条例第9条第1項の規定による勤務時間をいう。以下同じ。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第2条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時

1号)第3(1)において規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) <u>1日の業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間</u> (以下「1か月時間外業務を行う時間」という。) 45時間
- (2) <u>1日の業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間</u> (以下「1年間時間外業務を行う時間」という。) 360時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
- (1) 1か月時間外業務を行う時間 100時間未満
- (2) 1年間時間外業務を行う時間 720時間
- (3) 1年のうち1か月時間外業務を行う時間が45時間を超える月数 6月
- (4) 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外業務を行う時間の1か月当たりの平均時間 80時間

間(給特法第6条第3項各号に掲げる日<u>及び石狩市学校管理規則</u>(昭和50年教育<u>委員会規則第1号)第19条第1項第3号に掲げる日</u>(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) <u>1 か月について45時間(給特条例第9条第1項の規定により勤務時間を定め</u>る場合にあっては、42時間)
- (2) 1年について360時間(給特条例第9条第1項の規定により勤務時間を定める場合にあっては、320時間)
- 2 略

- (1) 1か月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間(給特条例第9条第1項の規定により勤務時間を定める場合にあっては、42時間)を超える月数について6か月
- 3 略

3 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

<議案第7号関係>

スクールソーシャルワーカー設置に関する規則をここに公布する。 令和5年3月28日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆哉

石狩市教育委員会規則第 号

スクールソーシャルワーカー設置に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、児童生徒の不登校、いじめ、児童虐待などの諸課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置等)

- 第2条 石狩市教育委員会にスクールソーシャルワーカーを置く。
- 2 スクールソーシャルワーカーは、生涯学習部教育支援課に配置する。

(職務)

- 第3条 スクールソーシャルワーカーの職務は、次のとおりとする。
 - (1) 問題等を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けに関すること。
 - (2) 問題等に関する保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供に関すること。
 - (3) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。
 - (4) 問題等に対応するための学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること。
 - (5) 教職員等への研修活動に関すること。

(任用)

- 第4条 スクールソーシャルワーカーは、次の各号のいずれかに該当する者の中から教育委員会が任用する。
 - (1) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
 - (2) 教育又は福祉に関して専門的な知識及び技術を有し、過去に教育又は福祉の分野で活動経験の実績等がある者 (給与)
- 第5条 スクールソーシャルワーカーの基本報酬の額は、月額234,000円とする。

2 前項の規定は、石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年教育委員会規則 第7号)第2条及び第3条の規定に相当するものとして定めるものとし、同項に定める以外の給与の支給に関する事項について は、同規則に定めるところによる。

(勤務日及び勤務時間)

- 第6条 スクールソーシャルワーカーの勤務日及び勤務時間は、1週間につき29時間を超えない範囲で教育長が定めるものとする。 (委任)
- 第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 - (石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)
- 2 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

	改	正	前					改	正	後			
表(第3条関係) 職	微種別基準	表				另	」表(第3条関係) 」	職種別基準	表				
聯任	学歴免	基礎号	俸	上限			THIN TE	学歴免	学歴免	基礎号	俸	上限	
職種	許等	職務の級	号俸 職務の	職務の級	号俸	- - - -	職種	許等	職務の級	号俸	職務の級	号俸	
		略	•					<u> </u>	略			•	
司書補			略				司書補			略			
スクールソーシャルワ	大学卒	1	<u>25</u>	1	<u>67</u>		学校公務補			略			
<u>ーカー</u>									略				
学校公務補			略										
略													

<報告事項 > 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

令和4年度

全国体力・運動能力,運動習慣等調查 石狩市集計結果



令和5年3月 石狩市教育委員会 生涯学習部

はじめに

本調査は、全国的な子どもの体力の状況を把握し分析することにより、子どもの体力向上に係 る方策の改善を図るために基本的に毎年実施されています。市内全小中学校で実技・質問紙 等による調査を実施し、スポーツ庁が結果を集計、石狩市教育委員会が分析を行いました。 以下は、今年度の本市の結果をまとめています。

■石狩市結果の概要■

<児童生徒の体格> 全国平均との比較

△ は全国平均より高い

▼ は全国平均より低い

	身長(cm)及び全国比		体重(kg) <i>[</i>	及び全国比	
小学校	男子	139.49	▼ 0.03	37.18	$\triangle 1.67$
小子校	女子	141.35	$\triangle 0.05$	36.39	$\triangle 1.02$
中学校	男子	161.10	$\triangle 0.05$	50.69	$\triangle 0.24$
中子仪	女子	154.89	▼ 0.03	46.47	▼ 0.62

<肥満傾向・痩身傾向の出現率> 全国平均との比較 △ は全国平均より高い

▼ は全国平均より低い

	月巴?)及び全国比	痩身傾向(%)及び全国比		
小学校	男子	26.0	$\triangle 11.5$	3.3	△0.8	
小子仪	女子	11.9	$\triangle 2.1$	2.3	▼ 0.3	
中学校	男子	13.6	$\triangle 2.1$	3.9	$\triangle 0.7$	
中子仪	女子	6.2	▼ 1.5	5.1	$\triangle 1.3$	

<体力合計点及び種目別の結果>

		全国平均を上回った種目					
小学校	男子	長座体前屈	反復横とび	ソフトボール投げ	3種目		
7.子仅	女子	長座体前屈	反復横とび	ソフトボール投げ	3種目		
中学校	男子	握力			1種目		
十子仪	女子	持久走			1種目		

本調査では、児童生徒質問紙調査において「家庭での生活習慣の状況」等の項目について、 また学校質問紙において「体力・運動能力向上に向けた取組」等の項目についての調査が実施 されています。その結果、児童生徒の「運動やスポーツに対する関心・意欲は高い」ことや、「朝 食を毎日摂取する割合が全国平均より低い」ことが示されました。結果の詳細については、後段 のページに記載されています。

石狩市教育委員会は、本調査で明らかになった実技種目や運動習慣等の課題解決のため、 今後も各学校独自の「1校1プラン」の積極的な推進や望ましい生活習慣・運動習慣の形成(い しかりふれあいDAY, 生活リズムチェックシート, 端末を活用した家庭生活時間の記録化等によ る家庭との連携)、地域の教育力を活用した体育授業及び体育的活動の充実を図る等の施策を 進めてまいります。

子ども達の体力向上を図るには、市民の皆様と成果と課題等を共有し、学校・家庭・地域が一 体となって取り組むことが大切であると考えます。今後とも、市民の皆様のご理解・ご協力をお願 い申し上げます。

調査の概要

1 調査の目的

- 国が全国的な児童生徒の体力・運動能力や運動習慣・生活習慣等の状況を把握・分析することにより、児童生徒の体力・運動能力の向上に関わる施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- 石狩市教育委員会は、全国的な状況との関係において、本市の児童生徒の体力・運動能力の 向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、 児童生徒の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- 市内小学校及び中学校が, 各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣, 生活習慣, 食習慣等を 把握し, 学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

2調査の対象

小学校第5学年及び中学校第2学年

3調査の内容

① 児童生徒に対する調査

ア 実技に関する調査(以下「実技調査」という。測定方法等は新体力テストの方法による) 〔小学校〕 握力, 上体起こし, 長座体前屈, 反復横とび, 20mシャトルラン, 50m走, 立ち幅とび, ソフトボール投げ

[中学校] 握力, 上体起こし, 長座体前屈, 反復横とび, 持久走(男子1500m, 女子1000m) 又は20mシャトルラン, 50m走, 立ち幅とび, ハンドボール投げ

イ 質問紙調査

運動習慣,生活習慣,食習慣等に関する質問紙調査(以下「児童生徒質問紙調査」という)

② 学校に対する質問紙調査

児童生徒の体力向上に係る取組等に関する質問紙調査(以下「学校質問紙調査」という)

4調査の方法

市内全小中学校で実技・質問紙等による調査を実施し、スポーツ庁が結果を集計し、石狩市教育委員会が分析を行った。

5 調査の実施期間

2022年(令和4年)4月~7月までの期間で実施。

6 調査の実施状況(指定都市を含む公立学校)

	小学校(義務教育	育学校前期課程)	中学校(義務教育学校後期課程)			
	実施校数	実施児童数	実施校数	実施生徒数		
全 国	18,435	973,545	9,192	857,594		
北海道	980	35,278	597	35,278		
石狩市	10	465	7	491		

※数値は、参加児童数、生徒数は最も参加数の多かった種目の参加人数を記載した。

○ 用語解説と説明

亿	本力テスト種 目	単位	体 力 要 素	測	定		
1	握力	kg	筋力	左右握力の平均値			
2	上体起こし	□	筋パワー・筋持久力	30秒間に上体を起こした回	到数		
3	長座体前屈	cm	柔軟性	長座位で前屈したときの両手の前方への移動距離			
4	反復横とび	点	敏捷性	20秒間に両脚で左右側方に反復跳躍した回数			
⑤ -1	持久走(中学校選択)	秒	全身持久力· 長距離走能力	男子1500m, 女子1000mの走行時間	中学校は、どちらか1種目を 選択、両方実施した場合は高		
⑤ -2	20mシャトルラン (小学校, 中学校は選択)	□	全身持久力	20m走行の折り返し回数	いほうの得点合計		
6	50m走	秒	疾走能力	50mの疾走時間			
7	立ち幅とび	cm	筋パワー・跳躍能力	両脚で前方へ跳躍した直絡	泉距離		
(8)	ソフトボール投げ(小学校)	100	巧緻性•投球能力	ソフトボールを遠投した距離			
0	ハンドボール投げ(中学校)	m	产J/数 (主* 1文 4、旧/J	ハンドボール2号球を遠投した距離			
	体 力 合 計	点	8種目の体力テスト成	え績を1点から10点に得点化	として総和した体力テスト合計得点		

※「T得点」とは,全国平均値に対する相対的な位置を示し,単位や標準偏差が異なる 調査結果を比較する。 平均値50点,標準偏差10点の標準得点。

「T得点=偏差/標準偏差, 偏差=調査結果-平均値」

<標準体重と肥満度判定>「児童生徒等の健康診断マニュアル(平成27年度改訂版)」より 平成27年8月25日発行 財団法人日本学校保健会

標準体重= a × 身長(cm) - b 肥満度(%) = [自分の体重(kg) - 標準体重(kg)] ÷ 標準体重(kg) × 100

標準体重を求める係数

が十件主になるのが数								
年齢	男	子	女子					
十四口	a	b	a	b				
6(小1)	0.461	32.382	0.458	32.079				
7(小2)	0.513	38.878	0.508	38.367				
8(小3)	0.592	48.804	0.561	45.006				
9(小4)	0.687	61.390	0.652	56.992				
10(小5)	0.752	70.461	0.730	68.091				
11(小6)	0.782	75.106	0.803	78.846				
12(中1)	0.783	75.642	0.796	76.934				
13(中2)	0.815	81.348	0.655	54.234				
14(中3)	0.832	83.695	0.594	43.264				

標準判定

肥満度	判定	区分
50%以上	高度肥満	
30~49.9%	中等度肥満	肥満
20~29.9%	軽度肥満	
$-19.9 \sim 19.9\%$	普通	普通
$-29.9 \sim -20\%$	やせ	痩身
-30%以下	高度やせ	没分

体格と肥満度に関する調査の結果

【令和4年度 小学校】

- ・体格について、男女ともに身長は全国平均とほぼ同様であるが、体重は全国平均をやや上回っている。
- ・昨年度に比べ, 男子は体重の数値が伸びている。女子は身長・体重ともに数値が伸びている。
- ・肥満傾向児の出現率は、男女とも全国平均よりやや高い傾向にあり、特に男子の出現率が大きく増加している。痩身傾向の出現率では、男女とも全国平均とほぼ同様である。

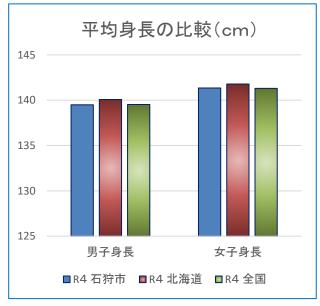
〇 小学校5年生男子

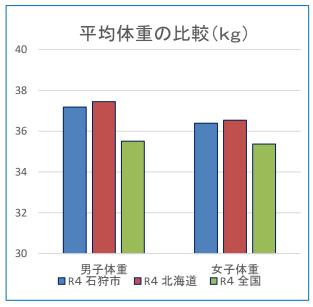
※網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値

		体 格	平 均	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率			
		身長(cm)	体重(kg)	肥満(%)	普通(%)	痩身(%)	
	R4	139.49	37.18	26.0	70.7	3.3	
石狩市	R3	139.61	35.95	14.4	82.8	2.9	
	R元	138.94	34.57	12.9	86.0	1.2	
	R4	140.07	37.45	22.2	75.6	2.2	
北海道	R3	139.73	36.7	19.6	78.6	2.4	
	R元	139.4	35.64	15.9	81.6	2.5	
	R4	139.52	35.51	14.5	82.9	2.5	
全 国	R3	139.29	35.95	13.1	84.5	2.4	
	R元	138.92	34.37	11.1	86.3	2.6	

〇 小学校5年生女子

		体 格	平 均	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率				
		身長(cm)	体重(kg)	肥満(%)	普通(%)	痩身(%)		
	R4	141.35	36.39	11.9	85.8	2.3		
石狩市	R3	140.61	35.36	12.6	85.0	2.4		
	R元	140.45	34.51	8.9	87.5	3.6		
	R4	141.78	36.54	13.8	83.8	2.4		
北海道	R3	141.44	36.05	12.9	84.7	2.4		
	R元	140.71	34.93	10.6	86.2	3.1		
	R4	141.30	35.37	9.8	87.6	2.6		
全 国	R3	140.90	34.90	8.9	88.7	2.5		
	R元	140.12	34.11	8.1	89.3	2.7		





実技調査の結果

【令和4年度 小学校】

- ・男子は4種目(握力, 上体起こし, 長座体前屈, 20mシャトルラン) で昨年度を上回り, 3種目 (長座体前屈, 反復横とび, ソフトボール投げ) で全国平均を上回った。
- ・女子は6種目(握力, 上体起こし, 長座体前屈, 20mシャトルラン, 立ち幅とび, ソフトボール投げ) で昨年度を上回り, 男子と同じく3種目(長座体前屈, 反復横とび, ソフトボール投げ)で全国平均を上回った。
- ・体力合計点では、男子は全道・全国平均とほぼ同様であるが、女子は僅差で全道・全国平均を上回った。

※網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値 ※T得点は、全国平均を50とした数値

48.0

48.3

50.0

51.2

50.8

〇 小学校5年男子

	で出る	」		次工行品	は、土国	十均否50	とした数			
		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトホール投げ	体力合計点
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)	ににころを
	R4	16.11	18.67	38.20	40.57	42.48	9.60	148.62	20.68	52.27
石狩市	R3	15.92	18.41	37.35	43.02	40.74	9.60	149.54	21.28	52.71
	R元	16.73	19.07	37.53	42.98	46.12	9.60	151.35	22.60	54.38
	R4	17.15	18.72	34.15	41.46	43.92	9.85	151.15	20.73	52.23
北海道	R3	17.11	18.75	33.52	41.56	44.71	9.71	151.48	21.15	52.51
	R元	17.16	19.19	33.18	41.39	46.32	9.67	151.15	22.04	52.82
	R4	16.21	18.86	33.79	40.36	45.92	9.53	150.83	20.31	52.28
全 国	R3	16.22	18.90	33.48	40.35	46.83	9.45	151.41	20.58	52.52
	R元	16.37	19.80	33.24	41.74	50.32	9.42	151.45	21.61	53.61
石狩市 T得点	R4	49.7	49.7	54.9	50.2	48.4	49.5	49.1	50.5	50.0
	R3	49.2	49.2	54.4	53.2	47.1	48.6	49.2	50.9	50.2
	DΞ	510	40.0	55.0	51.5	40 O	40.2	E0.0	51.0	50.0

51.5

〇 小学校5年女子

R元

51.0

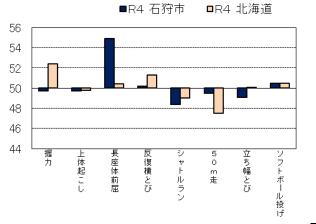
48.8

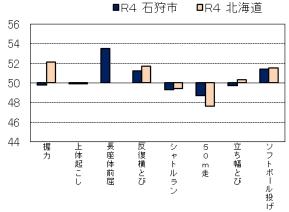
55.2

<u> </u>			上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)	体力合計点
	R4	16.00	17.94	41.39	39.56	35.90	9.83	143.92	13.81	50.40
石狩市	R3	15.61	17.33	40.58	40.77	33.77	9.83	142.65	13.77	54.12
	R元	15.31	18.61	38.85	40.93	34.75	9.76	143.55	13.50	54.59
	R4	16.90	17.93	38.14	39.95	36.00	9.94	145.16	13.90	50.20
北海道	R3	16.87	17.93	37.75	39.94	36.38	9.85	145.35	13.80	54.56
	R元	16.78	18.17	37.52	39.67	36.78	9.83	145.16	13.66	54.47
	R4	16.10	17.97	38.18	38.66	36.97	9.70	144.55	13.17	50.00
全 国	R3	16.09	18.08	37.90	38.72	38.15	9.64	145.18	13.30	54.64
	R元	16.09	18.95	37.62	40.14	40.79	9.64	145.68	13.61	55.59
石狩市 T得点	R4	49.8	49.9	53.5	51.2	49.3	48.7	49.7	51.4	50.4
	R3	48.7	48.6	53.0	52.7	47.3	47.9	48.8	51.0	49.4
	R元	47.8	49.3	51.5	50.8	45.7	48.2	48.8	49.4	48.5

体力T得点(男子) 全国を50とする

体力T得点(女子) 全国を50とする





体格と肥満度に関する調査の結果

- ・男子は身長・体重ともに、全国平均を上回った。女子は身長・体重ともに全国平均を下回った。
 ・昨年度に比べ、男子は身長が上回り、体重は下回った。女子は身長・体重ともに上回った。
- ・昨年度に比べ、男子は身長が上回り、体重は下回った。女子は身長・体重ともに上回った。 ・肥満傾向の出現率について、男子は軽度肥満の割合が多いことから全国平均を上回っている。 女子については肥満傾向は全国平均を下回り、普通が約9割である。

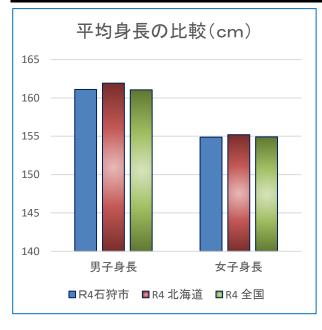
〇 中学校2年男子

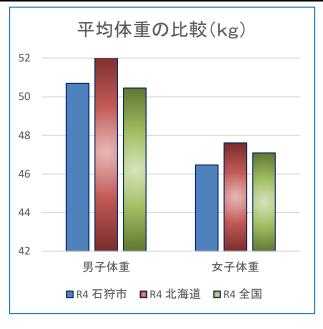
※網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値。

		体 格	平 均	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率				
			体重(kg)	肥満(%)	普通(%)	痩身(%)		
	R4	161.1	50.69	13.6	82.4	3.9		
石狩市	R3	160.68	50.81	13.8	83.4	2.8		
	R元	161.15	50.23	11.7	85.4	2.8		
	R4	161.92	52.30	15.5	81.2	3.3		
北海道	R3	161.54	51.36	13.3	84.3	3.0		
	R元	161.12	50.83	12.0	85.5	2.5		
	R4	161.05	50.45	11.5	85.4	3.2		
全 国	R3	160.62	49.70	10.0	87.0	3.0		
	R元	160.00	48.84	8.6	88.6	2.8		

〇 中学校2年女子

		体 格	平 均	肥満傾向リ	見∙痩身傾向児	見の出現率
		身長(cm)	体重(kg)	肥満(%)	普通(%)	痩身(%)
	R4	154.89	46.47	6.2	88.8	5.1
石狩市	R3	154.86	46.07	4.6	90.4	5.1
	R元	155.32	46.92	8.1	88.4	3.4
	R4	155.2	47.61	9.4	86.8	3.9
北海道	R3	155.10	47.63	8.8	88.1	3.1
	R元	155.15	47.41	8.5	87.9	3.7
	R4	154.92	47.09	7.7	88.5	3.8
全 国	R3	154.90	47.01	7.1	89.3	3.5
	R元	154.86	46.82	6.7	89.5	3.7





実技調査の結果

- ・男子は2種目(握力、立ち幅とび)で昨年度を上回った。体力合計点では昨年度を下回った。
- ・男子種目別の結果は、握力のみ全国平均を上回った。体力合計点は全国・全道とも下回った。 ・女子は2種目(長座体前屈、立ち幅とび)で昨年度を上回った。体力合計点では昨年度を下回った。
- ・女子種目別の結果は、標本数の少ない持久走のみ全国平均を上回った。体力合計点は全国・全道 とも下回った。

※網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値。

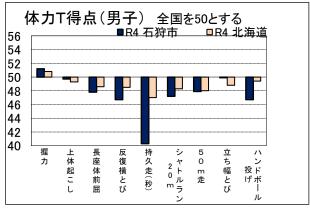
〇 中学校2年男子

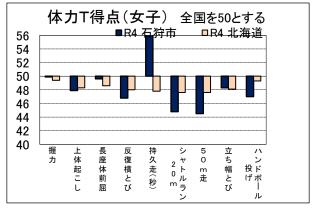
※T得点は、全国平均を50とした数値。

		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ	体力
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(秒)	(回)	(秒)	(cm)	(m)	合計点
	R4	29.84	25.56	41.43	48.11	479.89	70.98	8.29	196.62	18.29	39.34
石狩市	R3	29.50	26.16	42.66	50.08	419.14	69.46	8.10	195.71	19.31	39.92
	R元	30.51	27.73	45.18	53.07	406.85	79.59	8.21	199.75	20.55	43.02
	R4	29.59	25.31	42.33	49.7	431.39	73.63	8.28	193.37	19.92	39.63
北海道	R3	29.31	25.61	42.50	50.24	426.12	75.14	8.21	194.85	19.94	40.01
	R元	29.58	26.50	42.34	50.85	412.51	78.97	8.21	194.58	20.17	40.72
	R4	28.99	25.74	43.87	51.05	409.81	78.07	8.06	196.89	20.28	41.04
全 国	R3	28.80	25.99	43.67	51.19	406.38	79.88	8.01	196.36	20.31	41.18
	R元	28.65	26.96	43.50	51.91	398.98	83.53	8.02	195.03	20.40	41.69
石狩市 T得点	R4	51.2	49.7	47.8	46.7	40.3	47.2	47.9	49.9	46.7	48.4
	R3	51.0	50.3	49.1	48.7	48.2	45.9	49.0	49.8	48.3	48.8
一寸点	R元	52.6	51.2	51.6	51.4	48.8	48.4	47.9	51.7	50.3	51.3

〇 中学校2年女子

		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ	1十 ノコ
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(秒)	(回)	(秒)	(cm)	(m)	合計点
	R4	23.17	20.44	45.64	43.45	272.33	41.45	9.49	162.56	11.21	43.02
石狩市	R3	23.34	21.14	45.31	46.00	259.88	48.86	9.10	162.15	11.37	45.78
	R元	24.73	23.36	44.68	47.30	243.25	52.55	9.08	168.79	12.82	48.70
	R4	22.93	20.69	44.62	44.33	313.68	46.94	9.19	162.1	12.16	44.85
北海道	R3	23.19	21.25	44.77	44.93	313.41	48.73	9.09	163.10	12.34	45.82
	R元	23.70	22.27	44.56	45.52	304.48	51.98	9.06	165.08	12.54	47.14
	R4	23.21	21.67	46.07	45.81	302.89	51.6	8.96	167.04	12.45	47.42
全 国	R3	23.43	22.32	46.20	46.25	297.62	54.24	8.88	168.15	12.72	48.56
	R元	23.79	23.69	46.32	47.28	289.82	58.31	8.81	169.90	12.96	50.22
石狩市 T得点	R4	49.9	47.9	49.6	46.8	56.2	44.8	44.5	48.3	47	46.2
	R3	49.80	48.00	49.10	49.60	58.2	47.30	47.30	47.60	46.80	47.60
山中川	R元	52.1	49.4	48.4	50.0	60.8	47.1	46.6	49.5	49.7	48.6

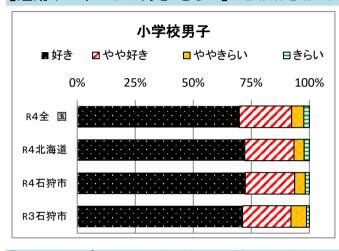


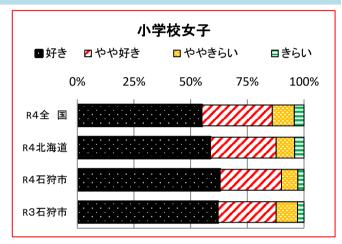


〇 運動やスポーツに関する意識

- ・運動やスポーツをすることが「好き」と回答した割合は、男女ともに全国平均を上回っている。また、運動 やスポーツを「好き」と回答した児童は、男女とも体力合計点が高い傾向にある。
- ・「運動は大切」と回答した割合は、男女ともに全国平均を上回っている。また、「運動は大切」と回答した 児童は、女子において体力合計点が高い傾向にある。
- ・「中学校へ進んだら,授業以外でも自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と回答した児童は, 女子が全国平均を上回っている。また,「中学校へ進んだら,運動する時間を持ちたい」と回答した児童は 男女とも体力合計点が高い傾向にある。

【運動やスポーツの好き・きらい】 運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることは好きですか。



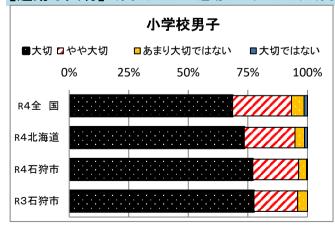


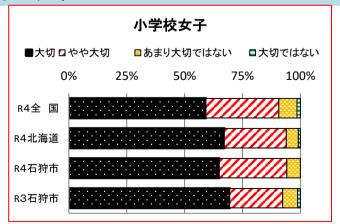
【運動やスポーツの好き・きらいと体力合計点との関連】 ※横線は、市内の体力平均点



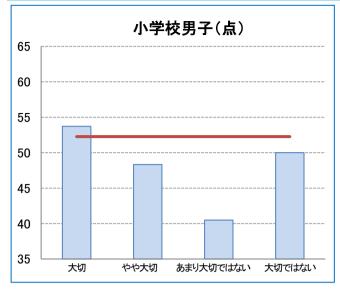


【運動は大切】 あなたにとって運動やスポーツは大切なものですか。



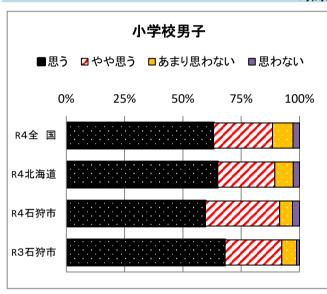


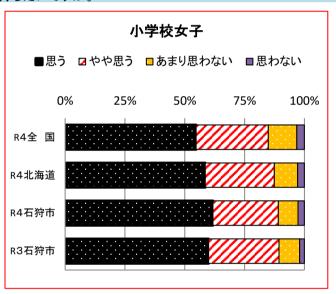
【運動は大切と体力合計点との関連】 ※横線は、市内の体力平均点



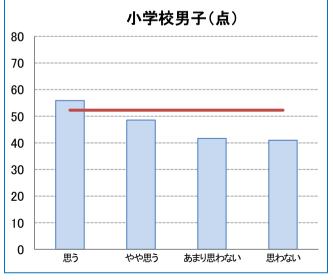


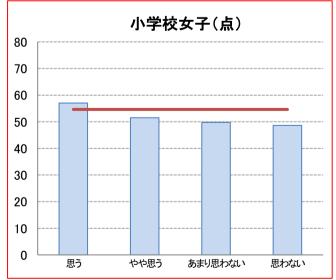
【中学校に進学後の運動への関心・意欲】 中学校に進んだら、授業以外でも自主的に運動やスポーツをする 時間を持ちたいですか。





【中学校に進学後の運動への関心・意欲と体力合計点との関連】 ※横線は、市内の体力平均点

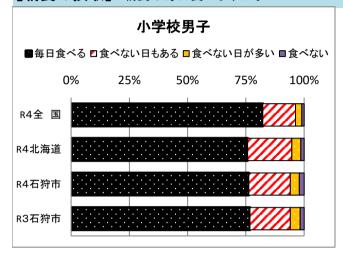


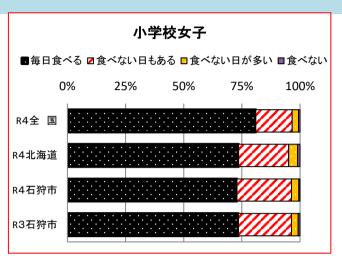


〇 家庭での生活習慣の状況

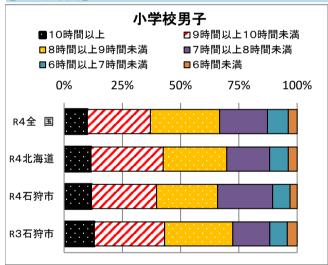
- ・「朝食を毎日食べる」と回答した児童は、男女ともに全国平均を下回っている。
- ・睡眠時間については、「9時間以上睡眠する」と回答した児童は、男女ともに全国平均を上回っている。
- ・テレビやDVD, ゲーム機, スマートフォン, パソコンなどの視聴は, 男女ともに3時間以上の長時間 視聴の傾向が顕著であり, 全国平均を上回っている。ただし, テレビ等の視聴時間は, 昨年度と比べる と男女ともに改善傾向が見られ, 特に男子の5時間以上の割合が大きく減少している。

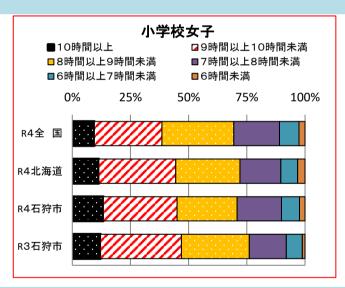
【朝食の摂取】朝食は毎日食べますか。



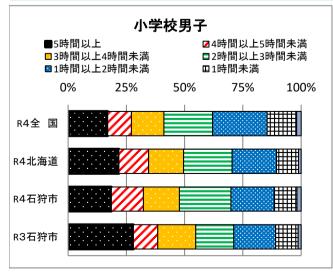


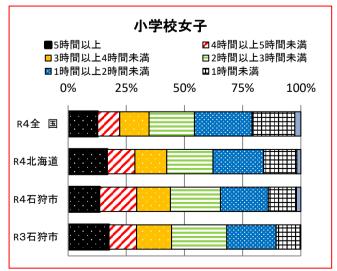
【睡眠時間】 毎日どのくらいねていますか。





【視聴時間】平日、学校以外でどのくらい、テレビやDVD.ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ていますか。

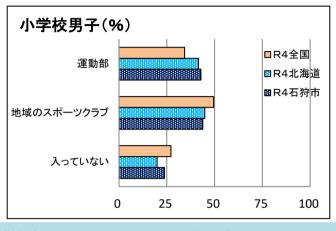


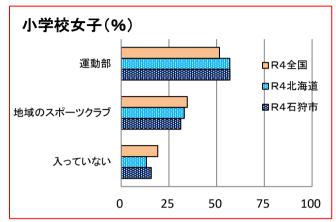


〇 運動習慣の状況

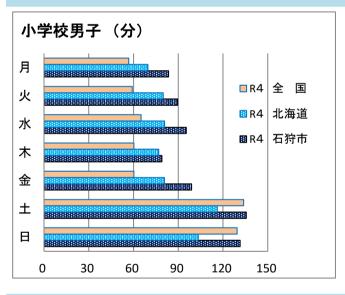
- ・運動部の所属の状況は、男女ともに全国平均を上回っている。一方、地域のスポーツクラブへの所属は、 男女とも全国平均を下回っている。
- ・体育の授業以外で、運動やスポーツをしている時間が多いのは、男女とも土曜日である。
- •1週間の総運動時間は、男女とも全国平均を上回っている。特に平日(月~金)の運動時間が全国平均 より多い傾向である。
- ・男女とも運動やスポーツの実施頻度が420分以上の児童は、体力合計点が高い傾向にある。

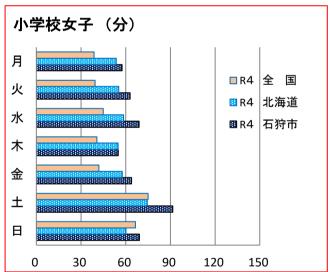
【運動部やスポーツクラブへの所属状況】運動部やスポーツクラブにはいっていますか。 ※複数回答可 (スポーツ少年団をふくみます)



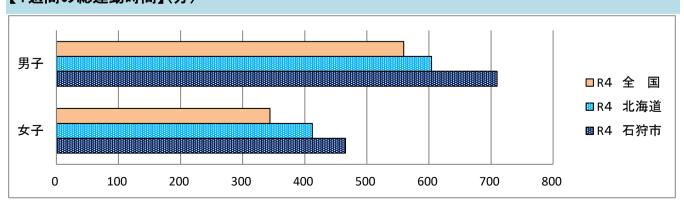


【体育の授業以外での運動時間 】 普段の1週間で,学校の体育の授業以外で,運動 (体を動かす遊びを含む)やスポーツを,合計で1日およそ何分くらいしていますか。



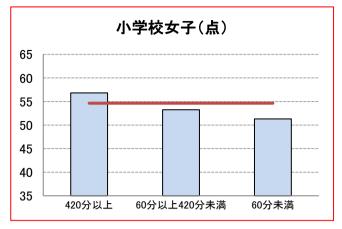


【1週間の総運動時間】(分)



【運動やスポーツの実施頻度と体力合計点との関連】 ※横線は、市内の体力平均点

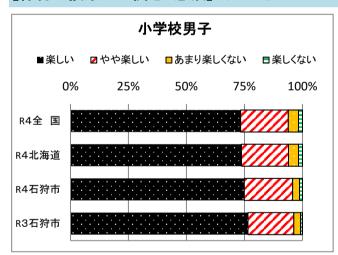


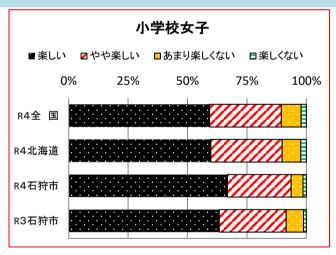


〇 体育の授業について

- ・「体育の授業は楽しい」と回答した児童の割合は、男女ともに全国平均を上回っている。一方、「体育の授業は楽しい」と回答した児童と体力合計点との相関関係は、明確に見られない。
- ・「体育の授業で、友達と助け合ったり、教え合ったりする」と回答した児童の割合は、男女ともに全国平均とほぼ同様である。また、「友達と助け合ったり、教え合ったりする」と回答した児童は、男子において体力合計点が高い傾向にあるが、女子は相関関係に差が見られない。
- ・タブレットなどのICT機器の活用では、男女とも「いつもある」「だいたいある」割合は、全国平均を下回り、「あまりない」「全くない」「活用していない」割合は、全国平均を上回っている。
- ・できないことができるようになったきっかけは、男女とも「授業中先生に個別にコツやポイントを教えてもらった」「先生や友達のまねをした」「友達に教えてもらった」などの割合が高い。
- 「体力向上の目標を立てている」と回答した児童は、体力合計点が高い傾向にある。

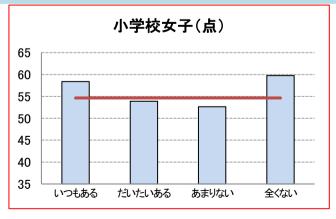
【体育の授業への関心・意欲】 体育の授業は楽しいですか。



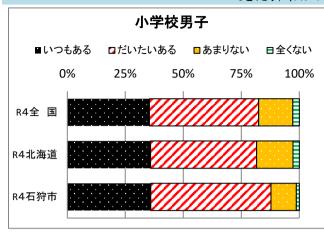


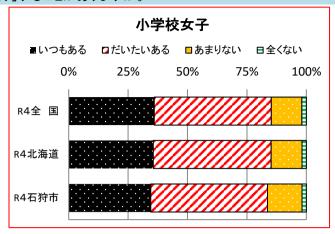
【「体育の授業は楽しい」と体力合計点との関連】 ※横線は、市内の体力平均点





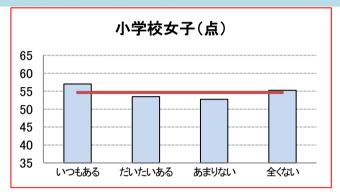
【体育授業の内容について ①】 体育の授業で、友達と助け合ったり、教え合ったりして学習することで、「できたり、わかったり」することがありますか。



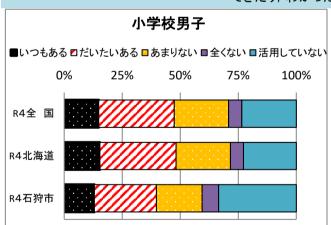


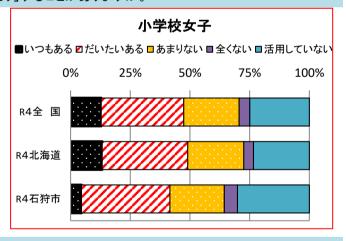
【「体育授業の助け合い」と体力合計点との関連】 ※横線は、市内の体力平均点



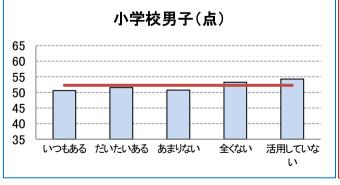


【体育授業の内容について ②】 体育の授業で、タブレットなどのICTを使って学習することで、「できたり、わかったり」することがありますか。



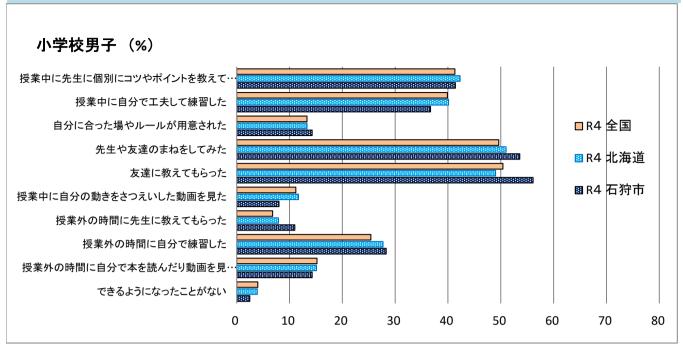


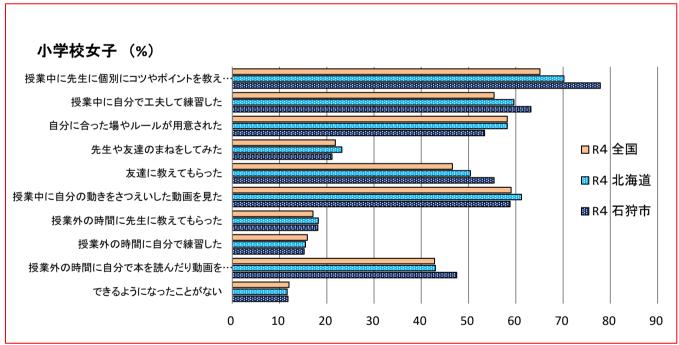
【「体育授業にICT機器の活用」と体力合計点との関連】 ※横線は、市内の体力平均点



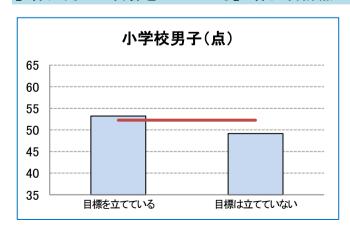


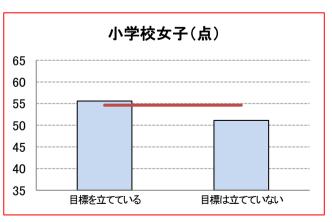
【体育の授業で、できないことができるようになったきっかけ】 ※複数回答可





【「体力向上の目標を立てている」と体力合計点との関連】 ※横線は、市内の体力平均点

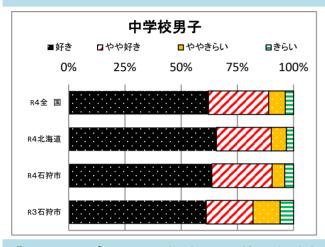


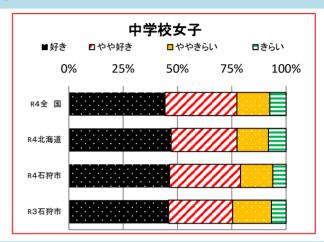


〇 運動やスポーツに関する意識

- ・運動やスポーツをすることが「好き」と回答した割合は、男女ともに全国平均を上回っている。
- 男女とも、運動やスポーツが好きなほど、体力合計点が高い傾向にある。
- ・運動は「大切」と回答した割合は、男女とも全国平均を上回っている。
- ・運動は「大切」と思っているほど、男女とも体力合計点が高い傾向にある。
- ・「中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と回答した割合は男子は全国平均を 上回っているが、女子は下回っている。また、「持ちたいと思う」ほど男女とも体力合計点が高い傾向にある。

【運動やスポーツの好き・きらい】 運動やスポーツをすることは好きですか。



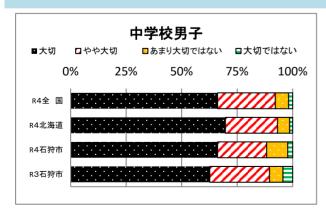


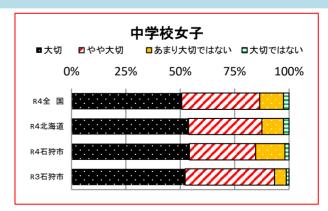
【運動やスポーツの好き・きらいと体力合計点との相関】 ※横線は市内の体力合計点の平均



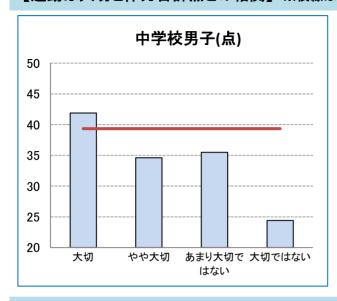


【運動は大切】 あなたにとって運動やスポーツは大切なものですか。



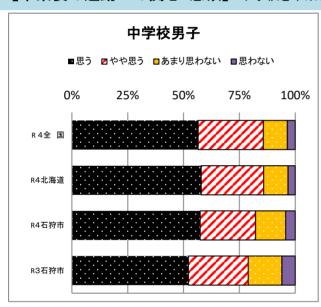


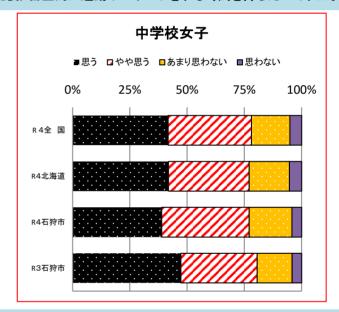
【運動は大切と体力合計点との相関】 ※横線は市内の体力合計点の平均



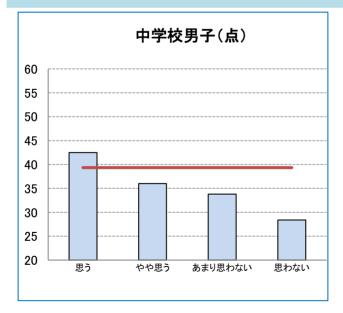


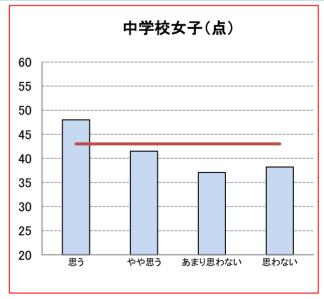
【卒業後の運動への関心・意欲】 中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいですか。





【卒業後の運動への関心意欲と体力合計点との相関】※横線は市内の体力合計点の平均

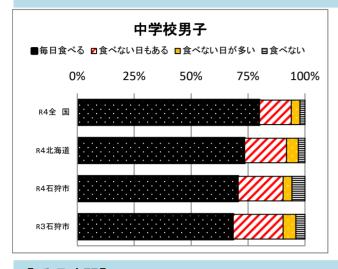


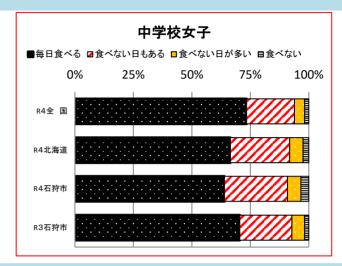


〇 家庭での生活習慣の状況

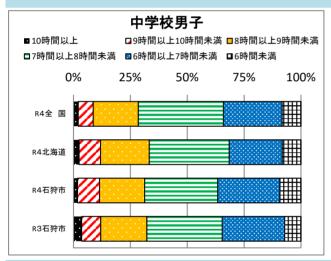
- ・朝食を毎日食べる児童は、男女ともに全国平均を下回っている。
- ・睡眠時間については9時間以上睡眠する生徒が男女ともに全国を上回っている。
- ・テレビやDVD, ゲーム機, スマートフォン, パソコンなどの視聴は男女ともに長時間視聴の傾向が見られ, 3時間以上視聴する割合は全国を大きく上回っている。

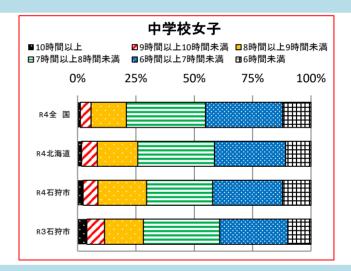
【朝食の摂取】朝食は毎日食べますか。



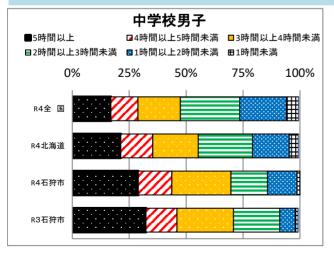


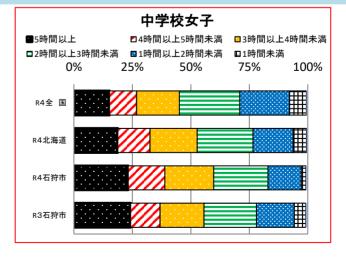
【睡眠時間】 毎日どのくらい寝ていますか。





【視聴時間】平日,学校以外でどのくらい,テレビやDVD,ゲーム機,スマートフォン,パソコンなどの画面を見ていますか。

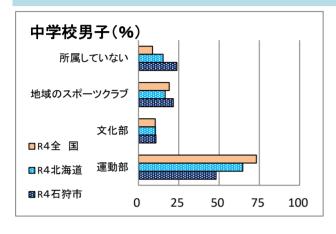


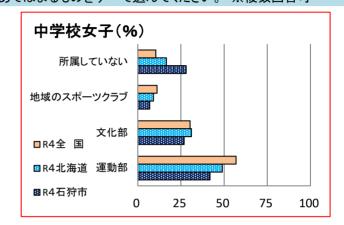


〇 運動習慣の状況

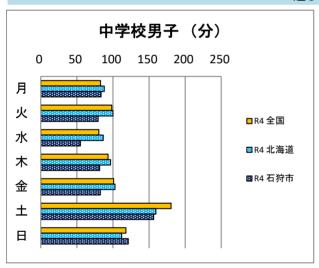
- ・学校の部活動の所属状況は、男女とも全国平均を下回っている。また、いずれにも所属していない割合は 全国平均を上回っている。
- ・体育の授業以外での運動時間は、男女ともに土曜日が一番多くなっている。
- ・1週間の総運動時間について、男女ともに全国平均を下回っている。
- ・1週間の総運動量で、男女ともに420分以上運動している生徒は、体力合計点が高い傾向にある。

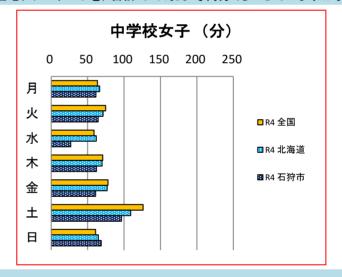
【**部活動やスポーツクラブ等への所属状況**】 学校の部活動や地域のスポーツクラブに所属していますか。 あてはまるものをすべて選んでください。 ※複数回答可



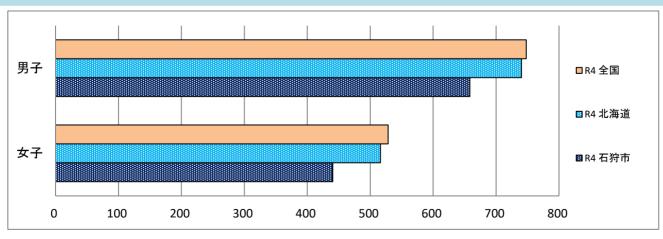


【保健体育の授業以外での運動時間】 普段の1週間で、学校の保健体育の授業以外で、運動(体を動かす 遊びを含む)やスポーツを、合計で1日およそ何分くらいしていますか。





【1週間の総運動時間】(分)



【運動やスポーツの実施頻度と体力合計点との相関】 ※横線は市内の体力合計点の平均

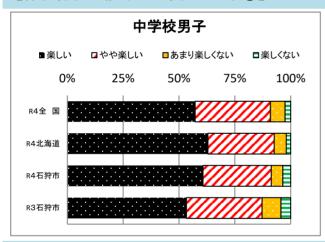


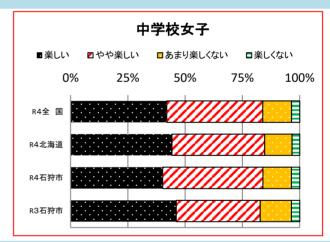


〇 保健体育の授業について

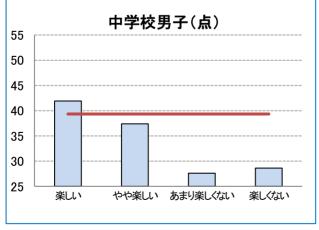
- 「保健体育の授業は楽しい」と回答した生徒の割合は、男子は全国を上回っているが、女子は下回っている。
- 「保健体育の授業が楽しい」と回答した生徒は、男女とも体力合計点が高い傾向にある。
- ・保健体育の授業で、友達と助け合ったり、教え合ったりする学習で、「できたり、わかったり」することが「いつもある」と回答した生徒は、男子において全国を上回っている。また、「できたり、わかったり」すると回答した生徒は、男子において体力合計点が高い。
- ・ICT機器の活用では、「いつもある」「だいたいある」割合は、男女とも全国平均を上回っている。
- ・できないことができるようになったきっかけは、男女とも「授業中先生に個別にコツやポイントを教えてもらった」 「授業中に自分で工夫した」「先生や友達のまねをした」「友達に教えてもらった」割合が高い。
- 「体力向上の目標を立てている」と回答した生徒は、体力合計点が高い傾向にある。

【保健体育の授業への関心・意欲①】 保健体育の授業は楽しいですか。



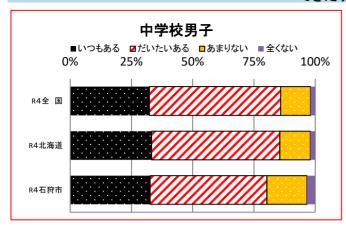


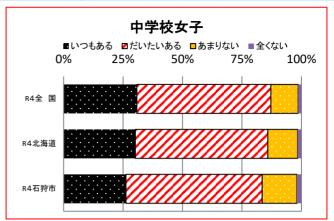
【「保健体育の授業は楽しい」と体力合計点との相関】 ※横線は市内の体力合計点の平均





【保健体育授業の内容について ①】保健体育の授業で、友達と助け合ったり教え合ったりする授業で 「できたり、わかったり」することがありますか。



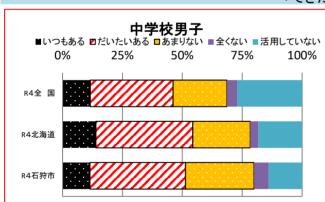


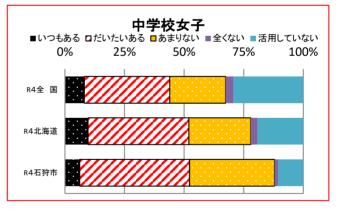
【「保健体育授業の助け合い」と体力合計点との関連】 ※横線は、市内の体力平均点





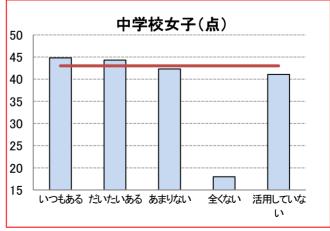
【保健体育授業の内容について ②】保健体育の授業で、タブレットなどのICTを使って学習することで、「できたり、わかったり」することがありますか。



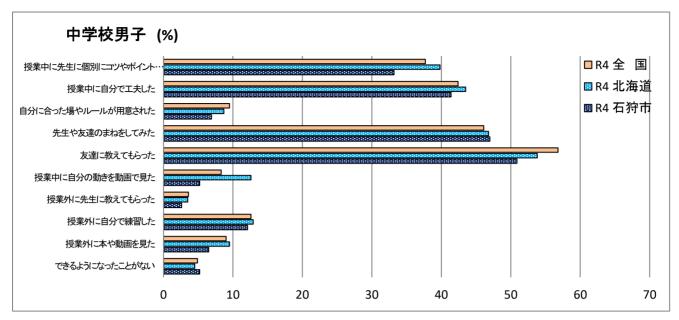


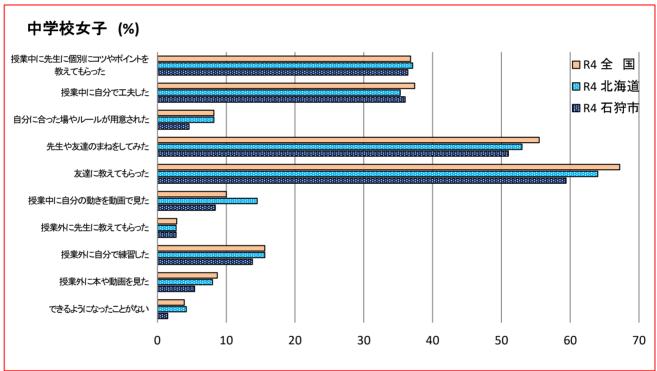
【「保健体育授業にICT機器の活用」と体力合計点との関連】 ※横線は、市内の体力平均点



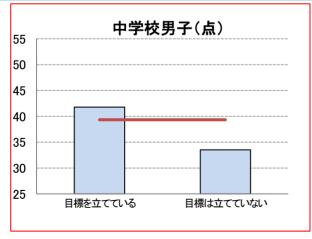


【体育の授業で、できないことができるようになったきっかけ】 ※複数回答可





【「体力向上の目標を立てている」と体力合計点との相関】 ※横線は市内の体力合計点の平均



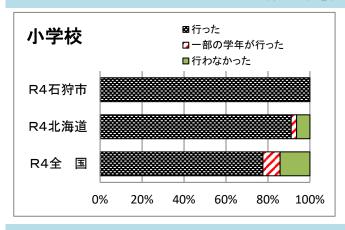


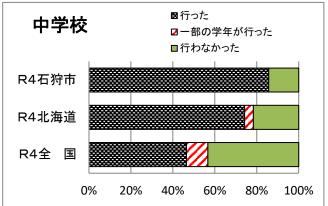
学校質問紙調査の結果

〇 体力・運動能力向上の取組

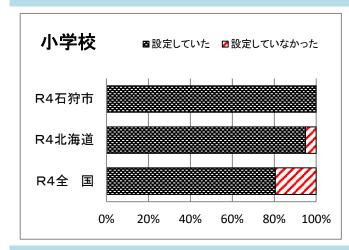
- ・【取組】学校全体で、体育・保健体育の授業以外で、体力・運動能力向上のための取組をしていた割合は、 小学校・中学校ともに全国平均を上回っている。
- ・【目標設定】学校全体で体力・運動能力向上のための目標を設定していた割合は、小学校・中学校ともに 全国平均を上回っている。
- ・【調査結果の活用】調査結果を踏まえた授業の工夫・改善を「行った」と回答した割合は、全国平均より高く、調査結果の活用が定着している。

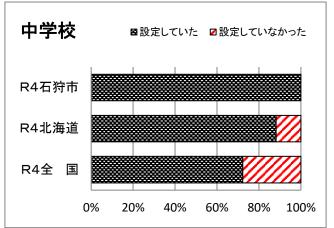
【体力・運動能力向上の取組】 前年度、体育・保健体育の授業以外で、全ての児童生徒の体力・運動能力の 向上に係る取組を行いましたか。



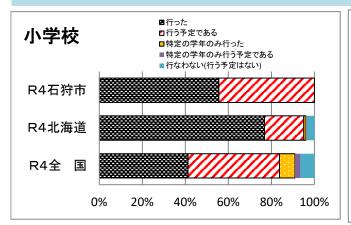


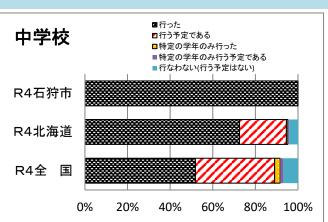
【目標設定】 前年度に,体力・運動能力向上のための学校全体の目標を設定していましたか。





【調査結果の活用】 前年度の調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善を行いましたか。

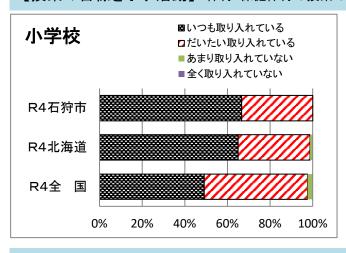


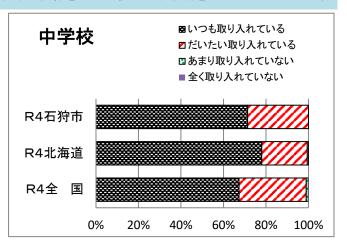


〇 体育・保健体育の授業の工夫・改善の具体的な取組

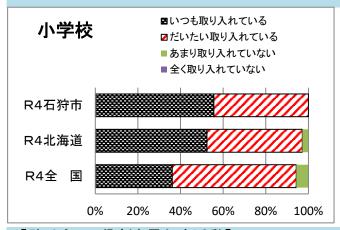
- ・【授業目標】体育・保健体育の授業の目標を児童生徒に示す活動を、「いつも取り入れている」割合は、 小学校、中学校ともに全国平均を上回っている。
- ・【振り返り活動】体育・保健体育の授業で学習したことを振り返る活動を,「いつも取り入れている」割合は, 小学校,中学校ともに全国平均を上回っている。
- ・【助け合い,役割活動】体育・保健体育の授業で助け合い,役割を果たす活動を,「いつも取り入れている」 割合は,小学校中学校とも全国平均を上回っている。
- 【話し合い活動】体育・保健体育の授業で話し合い活動を,「全ての学年で取り入れている」割合は,小学校,中学校ともに全国平均を上回っている。
- ・【ICTの活用】体育・保健体育の授業でICTの活用は、小学校、中学校ともに「児童生徒の動きの撮影」や 「以前と比較するため用いる」割合が多い。

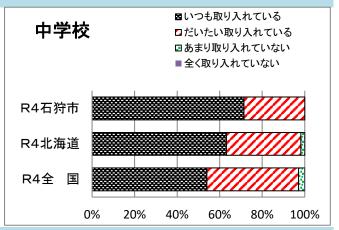
【授業の目標を示す活動】 体育・保健体育の授業の冒頭で目標を児童生徒に示す活動を取り入れていますか。



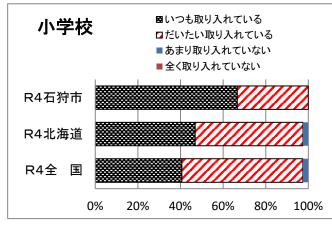


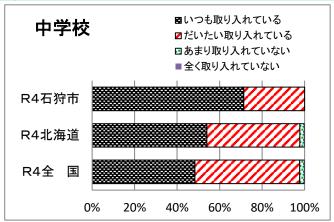
【学習を振り返る活動】 体育・保健体育の授業の最後に、学習したことを振り返る活動を取り入れていますか。



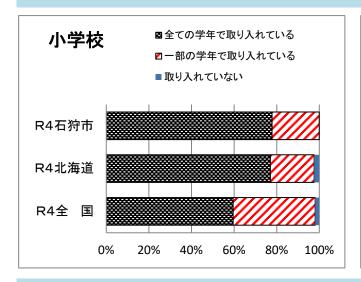


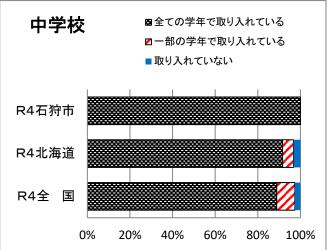
【助け合い、役割を果たす活動】 体育・保健体育の授業で児童生徒同士が助け合い、役割を果たす活動を 取り入れていますか。



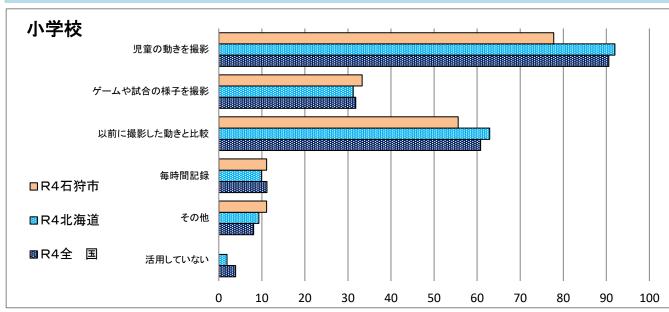


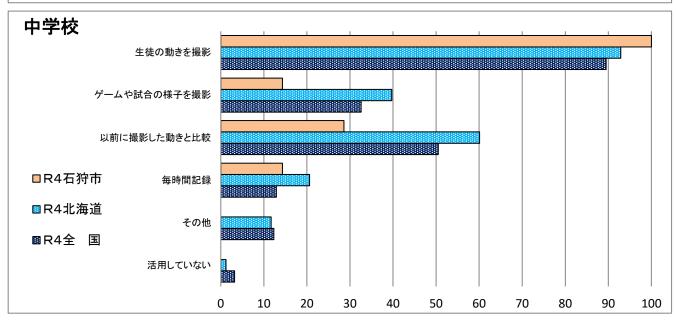
【話し合い活動】体育・保健体育の授業で児童生徒同士で話し合う活動を取り入れていますか。





【ICTの活用】体育・保健体育の授業でICTをどのように活用していますか。

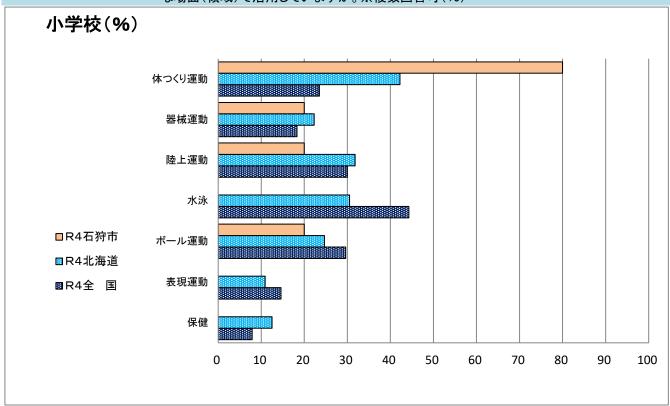


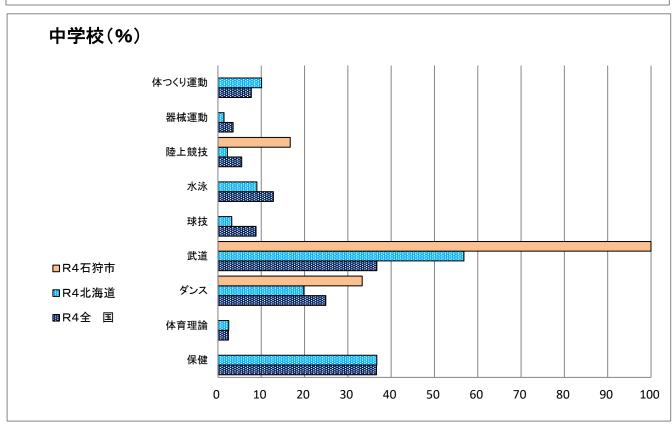


〇 外部人材の活用する取組

・体育・保健体育の授業での外部人材の活用の場面(領域)について,小学校では「体つくり運動」が多く, 全国平均を上回っている。中学校では,「武道」が圧倒的に多く,次いで「ダンス」となっ ており,全国 平均を上回っている。

【外部人材の活用】 令和4年度の児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組において外部人材をどのような場面(領域)で活用していますか。※複数回答可(%)





○ 地域・家庭や関係機関との連携に関する取組

・運動やスポーツに関する家庭との連携については「生活習慣改善のための資料を配布」「体力に関する調査の結果を連絡」「運動やスポーツの行事への参加を促す」と回答した割合が、小学校・中学校ともに多い傾向にあり、全国を上回っている。

【家庭との連携】 運動やスポーツ、生徒の体力について、家庭とどのような連携をしていますか。(複数回答可)

